

○鎌倉市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び同法に基づく命令で定めるもののほか、本市の都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 法第2条第1項第1号に規定する公園又は緑地をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する施設をいう。
- (3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条に規定する特定公園施設をいう。
- (4) 公園管理者等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第12号に規定する公園管理者等をいう。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準及び本市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）第7条の緑の基本計画において定める都市公園の整備目標における中間年次の数値以上とする。

(本市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用

に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他次の各号に掲げる特別の場合においては、それぞれ当該各号に定める割合を限度としてこれを超えることができるものとする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。)第1条の2で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の20

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3で定める建築物

イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条で定めるものを設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の10

(4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。)を設ける場合 当該都市公園の敷地面積の100分の2

(公園管理者等の移動等円滑化基準適合義務等)

第1条の6 公園管理者等は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を、規則で定める基準(以下「移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。ただし、災害等のため一時使用するもの若しくは移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして次に掲げるものを除く。

(1) 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令又は条例の規定の適用があるもの

- (2) 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- (3) 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの
(区域の変更及び廃止)

第2条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。
(行為の禁止)

第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) キャンプを行うこと。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 露店等の出店その他物品の販売をすること。
- (2) 業として写真若しくは映画の撮影又はラジオ、テレビジョン等の録音、録画若しくは放送を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 花火等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間及び行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が必要と認めた事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次に該当する場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認められるとき。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損傷その他の理由によりその利用が危険である場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第6条 市の管理する公園施設で有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次表のとおりとする。

有料公園施設の属する都市公園の名称	有料公園施設の名称
鎌倉海浜公園	水泳プール
	駐車場
笛田公園	庭球場
	野球場

2 前項の有料公園施設のうち水泳プールの使用料の額その他管理については、別に条例で定めるところによる。

(市以外の者の公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項に規定する申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)
 - イ 申請に係る都市公園の名称
 - ウ 公園施設の設置の場所、目的及び期間
 - エ 公園施設の種類数量構造及び規模
 - オ 公園施設の管理の組織及び規定並びに経理計画
 - カ 公園施設の設置工事の計画及び工事費の調達計画
 - キ 都市公園の復旧方法
 - ク その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 公園施設の所在地、種類及び数量
 - ウ 公園施設の管理の目的及び期間

エ 公園施設の管理の組織及び規定並びに経理計画

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ すでに受けた許可の年月日及び許可書写

ウ 変更する事項及びその理由

エ その他市長の指示する事項

(保証人及び保証金)

第8条 市長は、公園施設の設置又は管理の許可の際、これらの許可を受けようとする者に連帯保証人を立てさせ、及び別に市長が定める額の保証金を納付させることができる。

(占有の許可申請書の記載事項)

第9条 法第6条第2項に規定する申請書に記載すべき事項は、同条同項の規定による占有の目的、占有の期間、占有の場所、工作物その他の物件又は施設（以下この条において「物件」という。）の構造のほか、次のとおりとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 物件の種類及び数量

(3) 物件の管理の組織及び規定

(4) 物件の設置工事の計画及び期間

(5) 前各号のほか、市長の指示する事項

(占有許可事項の軽易な変更)

第9条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(使用料)

第11条 都市公園を使用する者は、次の各号に掲げる使用又は占有の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 公園施設を設置し、又は管理して都市公園を使用する場合 別表第1に掲げる区分に応じ、同表で定める額

(2) 次号で規定する場合を除き、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設置し、都市公園を占有する場合 鎌倉市道路占有条例（昭和57年1月条例第12号）別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額

(3) 第4条第1項各号に掲げる行為をして都市公園を使用する場合 別表第1に掲げる区分に応じ、同表

で定める額

- 2 前項の規定による使用料は、許可の際徴収する。
- 3 占用又は使用期間が長期間にわたる場合には、市長は、年額又は月額を定め、納期を指定して徴収することができる。

(使用料の端数計算)

第12条 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用の月数に1年未満の端数を生じたときの使用料の額は、月割計算による。ただし、使用の月数が1月未満のものは、その月数を1月とする。

- 2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用の日数に1月未満の端数を生じたときの使用料の額は、日割計算による。
- 3 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートル未満のもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして、長さが1メートル未満のもの又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により、使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用開始の7日前までに使用の取消を申し出て相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他市長において特別の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第15条 削除

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当した者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
 - (4) 第4条第4項に規定する許可の要件を満たさないこととなった者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第17条 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日時
- (3) その工作物等を保管を開始した日時及び保管の場所
- (4) その他市長が必要と認める事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公示すること。

2 市長は、規則で定めるところにより、保管した工作物等の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

(保管した工作物等の価額の評価方法)

第19条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第20条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第21条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物の所有者に返還するときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、市長は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって所有者等であることを証明させなければならない。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を休止又は廃止したとき。
- (3) 法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、その命ぜられた措置を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

(指定管理者による管理)

第23条 次に掲げる都市公園の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 有料公園施設（水泳プールを除く。以下同じ。）の利用の承認等に関すること。

(2) 都市公園の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(3) その他都市公園の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

(閉場日)

第24条 有料公園施設の閉場日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日後に最初に到来する休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、閉場日に臨時に開場し、又は臨時に閉場日を定めることができる。

(利用時間)

第25条 有料公園施設の利用時間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第26条 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になるとき。

(3) その他有料公園施設の管理上支障があるとき。

(利用料金の支払等)

第27条 前条第1項の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(利用料金の減免)

第28条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第29条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(目的外の利用又は権利譲渡等の禁止)

第30条 利用者は、承認を得た目的外に有料公園施設を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(特別の設備等)

第31条 利用者は、有料公園施設に特別の設備をし、又は装飾をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(承認の取消等)

第32条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の条件を変更し、又は承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第26条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 利用承認後において、第26条第3項各号のいずれかに該当したことが明らかとなるとき。
- (4) その他やむを得ない理由により特に指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定による利用の条件の変更又は承認の取消しによって利用者に損害を生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第33条 利用者等は、施設等の利用を終了したとき又は前条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第34条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従って速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第35条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当な者について市長が指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 都市公園の適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、別に規則で定める。

(過料)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第5条の規定に基づく都市公園の利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者
- (4) 第16条の規定に基づく命令に従わない者
- (5) 第22条に規定する届出をしない者

2 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(公園施設以外の既存物件に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に権原に基づいて法第7条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて、この条例により設置する都市公園の区域内(以下「公園区域内」という。)を占有している者は、その権原に基づいてなお当該公園区域内を占有することができるものとされている期間、従前と同様の条件により、当該工作物その他の物件又は施設を設けて当該都市公園を占有することについて法第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に権原に基づいて法第2条第2項各号に掲げる施設に該当する公園区域内の施設及び法第7条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下この項において「工作物等」という。)を設けて公園区域内を占有している者がある場合においては、その者がその権原に基づいてなお当該公園区域内を占有することができるものとされている期間に限り、当該工作物等を法第7条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占有することについて法第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

付 則 (昭和42年11月7日条例20)

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

付 則 (昭和43年10月29日条例14)

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和43年11月規則第23号により昭和44年2月1日から施行)

付 則 (昭和44年12月17日条例13) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後に発する督促状に係る延滞金の徴収について適用する。

付 則（昭和51年10月1日条例19）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年3月25日条例38）

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第6条及び別表第1の改正規定は、別に規則で定める日から施行する。

（昭和52年5月規則第7号により第6条及び別表第1の改正規定は、同年6月1日から施行）

（経過措置）

2 昭和52年3月31日以前に使用の許可を受けた場合における昭和52年4月1日以後の使用に係る使用料については、改正後の鎌倉市都市公園条例別表第2に定める額とする。

付 則（昭和52年12月26日条例19）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和54年10月1日条例5）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（昭和54年10月規則第21号により同年11月1日から施行）

付 則（昭和57年1月12日条例12）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（昭和59年3月31日条例24）

（施行期日）

1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした使用の許可の期間（当該使用の期間が昭和60年度以降にわたる場合においては、当該使用の期間のうち、昭和60年3月31日までの期間に限る。）に係る使用料の額については、なお従前の例による。

付 則（平成5年3月22日条例23）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成5年教委規則第8号により同年4月1日から施行）

付 則（平成9年12月26日条例10）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月2日条例26）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成14年3月26日条例22)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行為又は使用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る使用料を納入している者の当該納入している期間に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (平成15年3月26日条例21)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月10日条例11)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年7月4日条例16)

改正 平成18.3.3条例46

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第11条の改正規定、第22条の次に13条を加える改正規定(第35条を加える部分を除く。)、別表の改正規定並びに付則第3項から第5項までの規定については、平成18年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の公布の前日にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(利用承認に関する経過措置)

- 3 平成18年4月1日前に鎌倉市スポーツ施設条例(昭和31年3月条例第8号)の規定に基づきなされた笛田公園庭球場及び笛田公園野球場の使用の許可は、改正後の鎌倉市都市公園条例第26条の規定によりなされた利用の承認とみなす。

付 則 (平成18年3月3日条例46)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第1条中付則第3項の改正規定及び第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月29日条例19) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月27日条例34)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日条例27）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月25日条例31）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（平成27年3月30日条例60）

この条例中別表第1の改正規定は平成27年4月1日から、別表第2の改正規定は同年7月1日から施行する。

別表第1（第11条）

1 第11条第1項第1号の使用料		
区分	単位	使用料
公園施設の設置	土地	1平方メートルにつき1月 500円以内で規則で定め る額
公園施設の管理	土地	
	建物	200円以内で規則で定め る額
2 第11条第1項第3号の使用料		
区分	単位	使用料
露店等の出店	1平方メートルにつき1日	円 400
物品の販売（露店等によるものを除く。）	1日	500
臨時に会費を徴収して行う写真コンテスト撮影会		10,000
業として行う写真若しくは映画の撮影又はラジオ、テレビジョン等の録音、録画若しくは放送		20,000
興行		
競技会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートルにつき1日	10

別表第2（第25条）

有料公園施設の名称	期間	利用時間
駐車場	7月1日から9月7日まで	8時45分から17時15分まで
庭球場及び野球場	1月4日から2月末日まで	10時から16時まで
	11月1日から12月28日まで	
	3月1日から5月31日まで	9時から17時まで
	9月1日から10月31日まで	
	6月1日から8月31日まで	

備考 4月1日から10月31日までの間、野球場に限り、規則で定めるところにより、この表に定める利用時

間の開始前に利用することができる。

別表第3（第27条）

有料公園施設の名称	利用料金の上限額
駐車場	1時間 300円
庭球場	1面につき2時間 920円
野球場	2時間 3,080円